

第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画策定業務
プロポーザル実施要領

1 目的

伊予市では、令和10年度を初年度とする第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画の策定業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式にて、優先契約候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画策定業務

(2)業務内容

第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画策定業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(3)履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

ただし、令和8年度実施分については、令和9年3月31日までとする。

(4)契約限度額

8,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、各年度において、次の金額を超えないものとする。

令和8年度 4,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和9年度 4,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 担当部署

伊予市市民福祉部福祉課(地域福祉計画担当)

住 所 〒799-3193

伊予市米湊 820 番地

電 話 089-982-7330 (直通)

メール syakaifukusi@city.iyo.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)法人格を有する者であること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3)参加表明時点において、伊予市競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者又は、国・愛媛県に同様の登録がされている者であり、かつ、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱(平成17年伊予市訓令第79号)に基づく指名停止中でないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5)国税及び地方税を滞納していないこと。

(6)伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。

(7)令和8年4月1日時点で四国内に本社、支社又は営業所等を有し、主たる業務を履行できること。

(8)過去5年間(令和3年度～令和7年度)において、保健福祉分野に関連する計画策定実績を有していること。なお、保健福祉分野に関連する計画とは、地域福祉計画・地域福

祉活動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、こども計画、子ども・子育て支援事業計画のいずれかとする。(ただし、対象業務は計画策定支援に類する業務で、調査業務は対象とならないので注意すること。)

(9)本業務を担当する者として、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定業務に携わった経験のある者を1名以上配置すること。(提案者に常勤する正社員に限る。)

(10)情報セキュリティマネジメントシステム ISMS 認証または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク認証を取得していること。なお、法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。

5 スケジュール

内容	日程
公告(公募開始)	令和8年4月1日(水)
質問の受付	令和8年4月8日(水)から令和8年4月10日(金)
質問の回答	令和8年4月14日(火)予定
参加表明書の提出期限	令和8年4月22日(水) 17時15分必着
企画提案書等の提出期限	令和8年4月30日(木) 17時15分必着
プレゼンテーション参加資格結果の通知	令和8年5月7日(木)予定
プレゼンテーション審査の実施	令和8年5月13日(水)
審査結果通知	令和8年5月下旬予定
契約	令和8年6月下旬予定

6 質問受付及び回答

仕様書及び実施要領に関し、下記のとおり質疑応答を行う。

(1)質問の受付

質問書(様式第7号)に質問内容を完結にまとめ、「3担当部署」に記載の電子メールアドレスまで送信すること。

※電子メール以外での質問には対応しない。なお、必ずメールが着信していることを確認すること。

(2)受付期間

令和8年4月8日(水)から令和8年4月10日(金)17時15分まで

(3)質問に対する回答

質問内容及び回答については、令和8年4月14日(火)までに(予定)、質問者を伏せ伊予市ホームページで公表し、質問者へは電子メールにて通知する。

なお、回答への問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類

提出書類		様式	提出部数	備考
①	参加表明書	様式第1号	1部	
②	会社概要書	様式第2号	1部	事業の概要、組織規模等が把握できるもの
③	業務経歴書	様式第3号	1部	
④	履歴事項全部証明書 (法人登記簿等謄本)	写し可	1部	公告日から起算して3か月以内に発行されたもの
⑤	完納証明書等 (なお、滞納がないことを証明できる書類とする。)	写し可	1部	公告日から起算して3か月以内に発行されたもの
⑥	財務諸表類	写し可	1部	貸借対照表及び損益計算書(直近1年分)
⑦	「4 参加資格要件(3)」の競争入札参加資格者において、伊予市の競争入札参加資格者でなく、国又は愛媛県の同様の登録のみで参加表明を行う者は、そのことが確認できる書類	写し可	1部	入札参加資格審査結果通知書等
⑧	過去5年間における保健福祉分野に関連する計画策定実績が確認できる書類		各1部	契約書写し
⑨	業務実施体制調書に記載する配置担当者が地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定業務に携わった経験があることが確認できる書類		1部	
⑩	業務実施体制調書に記載する配置担当者が提案者に常勤する正社員であることを証明できる健康保険証等の写し		1部	
⑪	情報セキュリティマネジメントシステム ISMS 認証又はプライバシーマーク認証を取得していることが証明できる書類の写し		1部	

(2) 提出期限

- ①の書類は令和8年4月22日(水) 17時15分必着
- ②～⑪の書類は令和8年4月30日(木) 17時15分必着

(3) 提出方法

期限までに持参又は郵送(必着)とする。なお、郵送は、書留や簡易書留など、配達が証明できる方法を用いること。

(4)提出先

「3担当部署」に記載

(5)その他

提出された書類により資格審査を行い、審査後速やかに結果を通知する。

令和8年5月7日(木)(予定)※電子メールにて通知する。

8 企画提案書の提出

企画提案を行う者は、前7(1)の②～⑩の書類のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1)提出書類

提出書類	様式	提出部数	留意事項	備考
① 企画提案提出届	様式第4号	1部		簡易なA4ファイルに製本すること
② 企画提案書	任意	8部	「9企画提案書作成に当たっての留意事項」参照	
③ 業務実施体制調書	様式第5号	8部		
④ 業務行程計画	任意	8部		
⑤ 見積書(内訳書)	様式第6号	8部	見積金額は消費税及び地方消費税を含んだ額とし、内訳書には、年度ごとに係る経費の内訳を記載する	

(2)提出期限

令和8年4月30日(木)17時15分必着

(3)提出方法

期限までに持参又は郵送(必着)とする。なお、郵送は、書留や簡易書留など、配達が証明できる方法を用いること。

(4)提出先

「3担当部署」に記載

9 企画提案書作成に当たっての留意事項

(1)企画提案書はA4版とする。(必要に応じて、折り込みA3版も可)

(2)任意様式とし、ページ数に制限は設けないが、仕様書の内容及び「10-(5)評価項目、評価基準及び配点」に記載された評価項目が明瞭・簡潔に説明できるよう作成すること。

(3)「7(1)提出書類」の②から⑩の書類と「8(1)提出書類」として示した②から⑤までの書類を順番に製本し、インデックスを付け、簡易なA4版ファイルで提出すること。

(4)提出部数

提出部数は、正本1部と副本7部の合計8部とし、内容は次のとおりとする。

- ア 正本（ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入し、業務名の後にカッコ書きで正本と分かるように記入しておくこと。）
- イ 副本（ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入しておくこと。）
なお、企画提案書は正本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。

10 企画提案の審査及び評価

(1) プロポーザル審査委員会の設置

企画提案の審査を行い最も優れた提案者を選定するために、伊予市プロポーザル審査委員会運営要綱(令和3年伊予市訓令第20号)に基づき、プロポーザル審査委員会を設置する。

(2) 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ア 実施場所 伊予市米湊 820 番地 本庁舎会議室等
- イ 実施日時 令和8年5月13日(水) ※詳細は別途通知
- ウ 所要時間は30分(説明20分、質疑応答10分)とし、出席者は、1者につき2人以内とし、本業務に主として関わる担当者が行うこと。ただし、機器操作者として別に1名のみ出席を認めるが発言はできないものとする。なお、当日の資料差し替えや追加資料の提出は認めない。なお、プレゼンテーションは公開とする。

(3) 準備物

プレゼンテーションの会場には、スクリーン、プロジェクター、HDMI 端子による接続ケーブルを用意するが、PCをはじめ、その他必要な物がある場合は持参し、パソコン等の接続は、ヒアリング参加者の責任において行うこと。

※パソコンの動作確認を行いたい場合は、ヒアリング開催日の2日前までに担当窓口申し出ること。当日、パソコンが作動しないなどトラブルがあっても、ヒアリング参加者の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(4) 優先交渉権者の決定

プレゼンテーション終了後、プロポーザル審査委員会を開催し、各審査委員の採点合計が最も高い企画提案者を優先交渉権者、次に合計点が高い企画提案者を次点交渉権者として選定する。

また、合計点が同点の企画提案者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。なお、プロポーザル審査委員会は非公開とする。

(5) 評価項目、評価基準及び配点

【別紙】のとおり

(6) 参加表明者が6者以上あった場合の取扱い

「7(1)提出書類⑧過去5年間に於ける保健福祉分野に関連する計画策定実績が確認できる書類」に記載する実績数が多い者から順位付け、上位5者にてプレゼンテーションを行うものとする。

(7) 参加業者が1者の場合

「(4)優先交渉権者の決定」に基づき、総合的な審査を経て委託候補者として特定するものとする。

(8) 最も高い参加事業者の獲得点数が満点の60%に満たない場合

審査委員会において協議し、特定しない場合がある。

(9) 選定結果の通知

選定結果については、確定後、参加者全員に文書で通知する。あわせて、市ホームページに優先交渉権者以外の名称を伏せて、各参加者の取得点数を含め公開する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けないので、その点を理解し、参加すること。

11 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合
- (2)企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3)見積金額が各年度の契約限度額を超えている場合
- (4)選定結果に影響を及ぼすような不正行為を行った場合
- (5)その他、仕様書及び本要領に記載する条件等に適合しない場合

12 契約の締結

優先交渉権者に選定された者と企画提案書に記載された事項に基づき仕様内容を協議し、協議が整い次第、速やかに、地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結する。なお、協議の結果、合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

※プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

13 その他留意事項

- (1)本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2)参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しない。
- (3)提出された書類は、必要な範囲において複製することがある。提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を利用・複製できるものとする。
- (4)評価、採点等の審査内容及び審査過程に関する問い合わせには応じない。また、結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (5)提出した書類等については、提出期限までは修正を認める。ただし、その場合は提出した書類一式を引取り、修正後に改めて提出するものとする。
- (6)参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届(任意様式)を提出すること。
- (7)電子メール等の通信事故及び郵送事故(配達遅延を含む)については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8)本プロポーザルに係る企画提案書等の情報公開請求があった場合は、伊予市情報公開条例(平成 17 年 4 月 1 日条例第 17 号)に基づき、公開する場合がある。
- (9)その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市担当課においてその対応を決定する。

【別紙】

評価項目		評価基準（着眼点）	配点
企画提案 (55点)	共通事項	本業務の趣旨を十分に理解し、本市と連携して業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか 本市の地域特性や施策・取組の課題等を検討し、その解決方法とともに具体的な提案や視点が示されているか	20
		本市の現行計画に掲げた基本理念や基本目標、施策・取組等を継承した提案であるか	
	調査業務	国や県の動向等を把握し、本市の地域特性や施策・取組の課題等をふまえた市独自の調査項目及び調査内容の精査に対する具体的な提案であるか	15
		回収率向上のために効果的な手法が提案されているか	
		住民のニーズを的確に把握できる調査内容、集計・分析方法であるか	
	計画策定業務	国・県が示す方針を適切に把握し、法改正等も適切に計画に反映できるような工夫が示されているか	20
		実態把握調査や各種統計データによる現状分析結果等の活用について、効果的な手法が提案されているか	
		本市の現状・特性等を適切に把握し、計画書に反映できるような工夫が示されているか	
		会議を円滑かつ効果的に進めるための手法が提案されているか	
	体制・工程 (25点)	実施体制・人員	本業務を適切に遂行できる体制として、必要な人員配置や管理体制が整えられているか
本業務に関連する法律や制度等の動向について、必要な情報を入手し業務を適切に遂行できる知識や経験を有した者を配置しているか			
個人情報保護に関する考え方が適切であり、データ管理のセキュリティ対策は十分にとられているか			
工程	スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、適切な進行管理を実施できる実効性・妥当性のある提案となっているか	10	
業務実績(10点)	保健福祉分野に関連する計画について、本市及び近隣市町村等の策定実績は十分にあるか	10	
プレゼンテーション(5点)	企画提案書等の資料やプレゼンテーションによる説明は、わかりやすく説得力があったか 本業務に対する意欲、熱意が感じられたか	5	
価格(5点)	(配点5点×(提示価格/予定価格))により評価点を求める。 なお、評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示するものとする。※予定価格を上回る場合は失格	5	
合計			100